

平成29年7月12日		
資料提供		
担当課	知事部局	監察査察監 中野(内2133) 監察査察課 大平(内2136) 直通Tel073-441-2136
	教育委員会	総務課 木地尾(内3746、直通Tel073-441-3640)、学校人事課 堀本(内線3668)

## 不正行為等通報の受理・処理状況について

平成29年6月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

### (知事部局)

#### 1 知事部局の通報の件数

##### (1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	
匿名	5
職員等	
計	5

##### (2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	1
郵便・FAX	4
面談	
電話	
計	5

#### 2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある振興局のアルバイト職員が勤務時間中に立ち話を行っているので注意してほしい。	所属長に対し、事実確認を行い、対応するよう指示した。
② ある人は、ほぼ毎日飲酒運転している。	飲酒運転をしていると通報のあった人は、県の職員ではなく、所管外であるため不受理とした。
③ ある公益等法人では、管理職が部下に対して、パワハラを行っているという噂を聞いている。	匿名の通報で具体的な事実が特定できないため、不受理とした。
④ ある職員は、妻が就労していないのに、子どもを保育園に通わせている。	調査の結果、通報内容は事実でないことを確認した。
⑤ ある相談機関で特定の市町村担当者を対象とした研修会があると聞いたが、個人情報保護の観点から不安を感じる。	匿名の通報であり、不安を感じる理由が確認できないため、不受理とした。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	2	①④
(2) 県の行政事務処理、その他に関するもの	3	②③⑤

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの	1	
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	1	④
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)		
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)		
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)		
(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	1	①
(3) 調査を継続中としたもの		
(4) 不受理としたもの	3	②③⑤

### 3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(5月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、次のとおりです。

H29.5月 ⑤	出先機関の業務分担について、実態を考慮して是正してほしい。	組織に対する要望であるため、所管課に内容を伝え、検討するよう依頼した。
-------------	-------------------------------	-------------------------------------

## (教育委員会)

### 1 教育委員会の通報の件数

#### (1) 通報者別

通報者	件数(件)
県民等	1
匿名	2
職員等	
計	3

#### (2) 通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	2
郵便・FAX	
面談	
電話	1
計	3

### 2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

	通報内容	処理状況
①	ある県立高校の教員は、通報者の交通事故に関する内容を配偶者に話したことは、守秘義務違反にあたる。また、対応した担当者が不親切である。	調査の結果、当該教員の行為は法令違反にはあたらないことを確認した。また、担当者の対応が不親切であったことに対しては、所属長から注意した。
②	ある市では、人事採用が縁故優先で行われている。	所管外であるため、不受理とした。
③	職員がアルバイトを行っているが、認められるのか。	当該職員の活動は無報酬によるものであり、アルバイトではないため問題はなかったが、誤解を招くようなことがないように注意喚起した。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	2	①③
(2) 県の行政事務処理、その他に関するもの	1	②

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの	2	
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	2	①③
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)		
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)		
(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの		
(3) 調査を継続中としたもの		
(4) 不受理としたもの	1	②

### 3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(5月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。